

※金融機関本支店（各庁舎派出所は不可）へご提出ください。

学童クラブ保護者負担金の口座振替について

※既に口座振替になっている児童は、提出不要です。

学童クラブ保護者負担金の納付については、銀行口座からの振替をお願いしています。別紙の「口座振替申込書・口座振替依頼書兼解約届」に必要事項をご記入の上、**金融機関本支店（各庁舎派出所は不可）へご提出ください。**

・毎月15日に、前月分の振替を行います。ただし、15日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に振替を行います。何らかの理由により振替ができなかった場合、後日納付書をお送りいたします。

・お申込みから振替の開始までには、3週間程度の期間が必要になります。間に合わない期間は納付書での納付をお願いします。

・振替口座は、**常陽銀行の本・支店の口座**とします。常陽銀行の口座をお持ちでない方が口座振替をご希望の場合は、お手数ですが新たに口座の開設をお願いいたします。

・口座名義人の欄の印は、**必ず銀行へのお届け印を押印願います。** 契約約者の欄の印は、お届け印以外で構いません。

・入所申込書の保護者と口座名義人が異なる場合(例:父が保護者で母が口座名義人)は、保護者(例:父)の署名捺印が下段の保護者欄に必要になります。

お問合せ先
桜川市役所 児童福祉課
TEL 0296-75-3156